

## 第 4 回農業委員会議事録

- 日 時 平成 28 年 4 月 25 日(月) 午後 1 時 30 分～午後 2 時 30 分
- 会 場 綾町有機農業開発センター 2 階会議室
- 出席者 委 員 ・岡元輝信・徳弘孝一・海江田兼光・山本洋子  
・前平正美・坂元芳郎・中村道也・吉川正克  
・谷上政広・押田明・日高憲治  
事務局 ・橋口課長 阪元
- 議 題 議案第 16 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認の件
- 議 題 議案第 17 号 農地法第 5 条の規定による許可申請承認の件
- 議 題 議案第 18 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の許可申請承認の件
- 議 題 議案第 19 号 農用地利用集積計画承認の件  
(所有権移転・利用権設定)
- 議 題 議案第 20 号 農地法第 2 条第 1 項に係る証明書事務取扱基準の制定  
について
- その他

事務局	ただ今から、第4回定例農業委員会を開催いたします。
会 長	<p>会長あいさつ（省略）</p> <p>では、議案審議に入ります前に議事録署名委員を中村委員と谷上委員へお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。</p> <p>議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請承認の件を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1 番</p> <p>（譲渡人） ○○○</p> <p>（譲受人） △△△</p> <p>（申請地） 綾町大字南俣字草萩・・・ 畑 973 m<sup>2</sup></p> <p>（申請理由） 規模拡大</p> <p>（対 価） □□□千円</p>
徳弘委員	譲受人の△△△さんという方は？
事務局	新規就農者です。
会 長	<p>親は宮原に住んでいる山の案内人をしている方だと聞いています。以上のようなので、何か意見はありますか。</p> <p>無いようなので採決いたします。本件について許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成で許可することに決定いたします。</p> <p>では、次の案件の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2 番</p> <p>（譲渡人） ○○○</p> <p>（譲受人） △△△</p> <p>（申請地） 綾町大字南俣字古川・・・ 田 990 m<sup>2</sup></p> <p style="padding-left: 150px;">// ... 田 1,081 m<sup>2</sup></p> <p>（申請理由） 後継者への生前贈与</p> <p>（対 価） 無償</p>

	<p>3 番  (譲渡人) ○○○  (譲受人) △△△  (申請地) 綾町大字南俣字中川原・・・ 田 818 m<sup>2</sup>  (申請理由) 新規就農  (対 価) □□□万円</p> <p>4 番  (譲渡人) ○○○  (譲受人) △△△  (申請地) 綾町大字南俣字中川原・・・ 田 951 m<sup>2</sup>  " " " " " 田 970 m<sup>2</sup>  " " " " " 田 1,344 m<sup>2</sup>  (申請理由) 後継者への生前贈与  (対 価) 無償</p>
坂元委員	○○○さんから△△△さんへは、新規就農となっているけど、どう いうことか。
事務局	△△△さんは農地をぜんぜん持っていない。仕事の傍ら、農業を始 めるということでの申請です。
山元委員	△△△さんは○○○さんの娘さんですか。
事務局	○○○さんの娘さんです。親が娘さんに贈与するものです。
会 長	<p>以上のようなのですが、何か意見はありますか。  無いようなので採決いたします。2号、3号、4号について許可する  ことに賛成の委員の挙手を求めます。  (全員挙手)  全員賛成で許可することに決定いたします。</p> <p>議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件を議題と  します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	1 番

	<p>(貸 主) ○○○  (借 主) △△△  (申請地) 綾町大字北俣字野首・・・ 畑 436 m<sup>2</sup>  " " " " " 畑 50 m<sup>2</sup>  (申請理由) 一般住宅用地</p>
会 長	場所は、城の近くの住宅がたくさん建っている場所です。
坂元委員	空地になっているところですね。
事務局	そうです。そこの地目が畑になっていて、全体で900 m <sup>2</sup> ほどあるが、それを分筆して今回486 m <sup>2</sup> の転用申請です。下手すると庭として使いかねない状況です。
坂元委員	そうだろう。畑の様子はまったくくない。
日高委員	畑にはならない。周りは全部宅地だ。
坂元委員	これはもともと大隈牧場の跡地ですか。
事務局	そうです。
徳弘委員	一角だけ空いているんですか？
坂元委員	大隈牧場を区画整理したとき、その時どうやって買ったのか。
事務局	おそらく3条で買ったのではないかな。
徳弘委員	賃借で貸すのか？
事務局	いいえ、使用賃借です。それから、申請書では農地と宅地の境はブロックをつけて農地にはイタリアンを植えますということです。
坂元委員	イタリアンも育たないと思うが。
会 長	公務員と書いてあるが、どこのどういった仕事か。

事務局	申し訳ありません。公務員としか書いてないのでわかりません。
坂元委員	何歳ぐらいの人ですか。
事務局	33 歳です。
事務局	すみません。ちょっとよろしいですか。今回の申請は全体が無断転用された土地の一部の転用申請になります。ですので、その一部だけを許可するというのはいりえない。申請する段階で無断転用した土地を農地復元して、無断転用部分を追認で許可を出す、もしくは全体について許可を出すという方法しかないと思います。回りが無断転用した一部だけを許可するという形はとれません。
坂元委員	要はもともと大隈牧場から他の人は宅地で購入したけど、農地として購入したということか。
事務局	はい。
会 長	最初考えたのが 900 m <sup>2</sup> くらいある土地を、どうせなら全体を転用すればいいのではと思ったが。
事務局	こちらはその提案をしたが、代理人がそれはしない意向であった。一応事務局の考えとしましては、保留か農地復元後に許可を出すという条件付きの許可かどちらかになると考えています。
会 長	それではどうしますか。
中村委員	事務局のほうで、今出た意見を申請者に問いただせばどうか。一回保留にして再確認したほうがいいのではないか。
会 長	それでは、中村委員からも意見がありましたが、保留にして申請者に問い合わせるということではよろしいでしょうか。 では、次の案件の説明をお願いします。
事務局	2 番

	<p>(譲受人) ○○○  (譲渡人) △△△  (申請地) 綾町大字南俣字大平山・・・ 畑 82 m<sup>2</sup>  (申請理由) 駐車場用地  (対 価) 宅地を含めて□□□万円</p>
会 長	500 m <sup>2</sup> で□□□万円ですね。現地を見ましたが、宅地には倉庫が建っています。
谷上委員	現地で何をするつもり。
事務局	木工所を作りたいとのこと。
会 長	<p>以上のようなのですが、何か意見はありますか。  無いようなので採決いたします。本件について許可することに賛成の委員の挙手を求めます。  (全員挙手)  全員賛成で許可することに決定いたします。</p>
事務局	<p>議案第 18 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号関係の件を議題とします。  事務局の説明をお願いします。</p> <p>1 番  (申請者) ○○○  (申請地) 綾町大字南俣字中坪・・・ 田 2,802 m<sup>2</sup>の内 57 m<sup>2</sup>  (申請理由) 牛舎</p> <p>申請地にハウスが建っているが、奥さんが体調を壊しているので、ハウスをやめて、牛をしたいとのこと。</p>
中村委員	今の話に間違いはない。奥さんがキュウリでは大変なので、牛を始めたいとのこと。今のハウスを利用して牛舎を作るように聞いている。
吉川委員	東側に住宅がありますが、もしここに牛舎を建てて、周囲の方が反対された場合はどうなりますか。

事務局	<p>周囲に 5 件ぐらい家がありますが、そのうちの 1 件が賛成しないのではないかという感じではあったそうです。まだ、話はしていないそうですけど。</p>
坂元委員	<p>住宅から何m離れていないといけないという決まりはないのか。</p>
事務局	<p>農業委員会としては、土砂流出防備のための隣接地の同意になるので、問題はないと思います。あとは生活環境の部分で、公害防止協定を地区や周辺の方と結ぶことになると思います。</p>
徳弘委員	<p>先に同意をもらって、農業委員会に持ってきてもらえば問題はなかった。先に農業委員会がOKを出してしまうと問題が起こる。まず、公害防止協定をとればスムーズに行くと思う。</p>
会 長	<p>いろいろな意見が出て結論が出ませんが、許可を出して問題が起こるよりも先に承諾を得たほうがいいのではないかという意見がございますので、保留という形でいかがでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>保留にしますので、事務局のほうで調査等お願いします。</p> <p>では、次の案件の説明をお願いします。</p> <p>議案第 19 号 農用地利用集積計画承認の件(所有権移転・利用権設定関係)を議題とします。</p> <p>1 番から 7 番について一括して事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1 番</p> <p>(貸主) ○○○</p> <p>(借主) (公社) 宮崎県農業振興公社</p> <p>(申請地) 綾町大字南俣字草萩・・・ 畑 1,418 m<sup>2</sup></p> <p>(申請理由) 農地中間管理事業</p> <p>(賃借料) □□千円</p> <p>(期間) H28. 6. 1～H38. 5. 31</p> <p>2 番</p> <p>(貸主) ○○○</p>





	<p> " . . . 田 783 m<sup>2</sup>  " . . . 田 275 m<sup>2</sup>  " 字塚原 . . . 田 701 m<sup>2</sup> </p> <p> (申請理由) 農地中間管理事業  (賃借料) □□千円  (期間) H28. 6. 1~H38. 5. 31 </p>
	<p> 7 番  (貸主) ○○○  (借主) (公社) 宮崎県農業振興公社  (申請地) 綾町大字入野字川原下 . . . 田 1,725 m<sup>2</sup>  (申請理由) 農地中間管理事業  (賃借料) □□千円  (期間) H28. 6. 1~H38. 5. 31 </p>
会 長	<p> 以上のようなのですが、何か意見はありますか。  無いようなので採決いたします。本件について許可することに賛成の委員の挙手を求めます。  (全員挙手)  全員賛成で許可することに決定いたします。 </p>
事務局	<p> 8 番  (譲渡人) ○○○  (譲受人) △△△  (申請地) 綾町大字北俣字山下 . . . 田 941 m<sup>2</sup>  " 字中島 . . . 田 944 m<sup>2</sup>  " . . . 田 923 m<sup>2</sup> </p> <p> (申請理由) 規模拡大  (対 価) □□□千円 </p>
会 長	<p> トータルで□□□千円ですが、反当いくらになりますか？ </p>
事務局	<p> 反当□□万円です。 </p>
会 長	<p> 以上のようなのですが、何か意見はありますか。  無いようなので採決いたします。本件について許可することに賛 </p>

事務局	<p>成の委員の挙手を求めます。  (全員挙手)  全員賛成で許可することに決定いたします。</p> <p>9 番  (譲渡人) ○○○  (譲受人) △△△  (申請地) 綾町大字北俣字野首・・・ 畑 1,067 m<sup>2</sup>  〃・・・・・・・・畑 2,927 m<sup>2</sup>  (申請理由) 規模拡大  (対 価) □□□千円</p>
坂元委員	<p>反当いくらですか？</p>
事務局	<p>□□千円です。</p>
会 長	<p>○○○さんと話をしたが、息子に聞いたら、息子はいらなと言ったので、売りに出すしかなかったとのこと。いい場所ですけどね。</p> <p>以上のようなので、何か意見はありますか。  無いようなので採決いたします。本件について許可することに賛成の委員の挙手を求めます。  (全員挙手)  全員賛成で許可することに決定いたします。</p>
事務局	<p>議案第 20 号 農地法第 2 条第 1 項に係る証明書事務取扱基準の設定についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。</p> <p>議案書に漏れがありまして、後日郵送したものになります。転用確認証明書と非農地証明書の発行にかかるものです。転用確認証明書は、以前転用許可をもらったものに対し、許可証を紛失した場合、出す証明書です。また、非農地証明書は、本来農地法施行前に転用してあったものに対する証明になります。</p> <p>2 月の定例会で一度ご提案をしましたが、今回修正を加えた箇所が (2) の③のウの 10 ヘクタール以上の集団性のある農用地内の面的集積等に支障を及ぼさないこととしています。つまり、集団性のあ</p>

	<p>る農用地の外側であれば証明可能とした。</p>
<p>会 長</p>	<p>証明書の使い道はどうなりますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>登記の地目を変更する際に、転用許可書または非農地証明が必要になります。</p> <p>また、その要件はアイウの全てを満たしたものになります。アは青地でないこと、イは圃場整備等が入って8年経過してないもの、この要件を兼ねますので、だいぶ絞られるので圃場整備の残地しか出てこないと思います。</p> <p>さらに6 証明書交付の審議をご覧ください。従来であれば非農地証明はこの総会で決定した後に発行していましたが、専決処理は、現地確認後事務局長が処理する。つまり申請が出て会長の決裁を経て局長が発行する。総会にはかけないこととしております。</p>
<p>徳弘委員</p>	<p>非農地証明はわかりました。転用確認証明書はどこをどう変えるのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>これは2月説明したときと変わっていませんが、一度許可をいただいた後に許可書を紛失した方に対応しているものです。</p>
<p>会 長</p>	<p>以上のようなのですが、何か意見はありますか。</p> <p>無いようなので採決いたします。本件について許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成で許可することに決定いたします。</p> <p>以上をもって議案審議は終わらせていただきます。</p>

この議事録は、平成28年4月25日開催の第4回農業委員会の議事録に相違ありません。

会 長 岡 元 輝 信

議事録署名委員 中 村 道 也

議事録署名委員 谷 上 政 広